

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年6月30日

【発行者名】 SMB C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・  
カンパニー・エス・エイ  
(SMB C Nikko Investment Fund Management Company S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役 高 橋 寿 幸

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-2557 ロベルトシュトゥン  
パー通り9A番  
(9A, Rue Robert Stümper, L-2557 Luxembourg, Grand Duchy  
of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 一 木 剛 太 郎  
同 竹 野 康 造

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 一 木 剛 太 郎  
同 竹 野 康 造  
同 岡 田 綾 子

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売  
出）外国投資信託受益証券に  
係るファンドの名称】 日興ワールド・トラストー日興グリーン・ニューディール・ファンド  
(Nikko World Trust - Nikko Green New Deal Fund)

【届出の対象とした募集（売  
出）外国投資信託受益証券の  
金額】 円建ヘッジありクラス : 1,000億円を上限とする。  
円建ヘッジなしクラス : 1,000億円を上限とする。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、また記載事項に訂正すべき事項がありますので、平成26年3月31日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」という。）の関係情報を新たな情報により訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

## 2【訂正の内容】

### (1) 半期報告書に係る訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容\*と同一内容に更新または追加されます。

| 原届出書                                  |                                           | 半期報告書        |                  | 訂正の方法   |
|---------------------------------------|-------------------------------------------|--------------|------------------|---------|
| 第二部 ファンド情報<br>第1 ファンドの状況<br>1 ファンドの性格 | (3) ファンドの仕組み<br>③ 管理会社の概要<br>(iii) 株主資本の額 | 4 管理会社の概況    | (1) 資本金の額        | 更新      |
| 5 運用状況                                | (1) 投資状況                                  | 1 ファンドの運用状況  | (1) 投資状況         | 更新      |
|                                       | (3) 運用実績                                  |              | (2) 運用実績         | 追加または更新 |
|                                       | (4) 販売及び買戻しの実績                            | 2 販売及び買戻しの実績 |                  | 追加      |
| 第3 ファンドの経理状況<br>1 財務諸表                |                                           | 3 ファンドの経理状況  |                  | 追加      |
| 第三部 特別情報<br>第1 管理会社の概況<br>1 管理会社の概況   | (1) 資本金の額                                 | 4 管理会社の概況    | (1) 資本金の額        | 更新      |
| 2 事業の内容及び営業の概況                        |                                           |              | (2) 事業の内容及び営業の状況 | 更新      |
| 5 その他                                 | (4) 訴訟事件その他の重要事項                          |              | (3) その他          | 追加      |

\* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。（ただし、「5 管理会社の経理の概況」の記載内容は省略します。）

[次へ](#)

## 1 ファンドの運用状況

日興ワールド・トラストー日興グリーン・ニューディール・ファンド（Nikko World Trust - Nikko Green New Deal Fund）（以下「サブ・ファンド」という。）の運用状況は、以下の通りである。

### （１）投資状況

（資産および地域別の投資状況）

（2014年4月末日現在）

| 資産の種類            | 国名       | 時価合計（円）       | 投資比率（％） |
|------------------|----------|---------------|---------|
| 株式               | アメリカ合衆国  | 999,358,999   | 24.24   |
|                  | スペイン     | 402,883,709   | 9.77    |
|                  | 香港       | 340,777,305   | 8.27    |
|                  | フランス     | 261,481,267   | 6.34    |
|                  | ドイツ      | 183,750,847   | 4.46    |
|                  | イタリア     | 150,056,023   | 3.64    |
|                  | デンマーク    | 139,601,532   | 3.39    |
|                  | ニュージーランド | 130,202,520   | 3.16    |
|                  | 中国       | 113,212,591   | 2.75    |
|                  | スウェーデン   | 112,538,234   | 2.73    |
|                  | イギリス     | 98,661,846    | 2.39    |
|                  | 日本       | 94,964,769    | 2.30    |
|                  | ポルトガル    | 56,191,492    | 1.36    |
|                  | オーストリア   | 46,807,215    | 1.14    |
|                  | オランダ     | 42,169,394    | 1.02    |
|                  | スイス      | 39,706,352    | 0.96    |
|                  | フィンランド   | 34,162,607    | 0.83    |
|                  | アイルランド   | 30,355,221    | 0.74    |
|                  | カナダ      | 28,634,104    | 0.69    |
|                  | ノルウェー    | 17,501,441    | 0.42    |
|                  | 小計       | 3,323,017,468 | 80.60   |
| 投資信託             | アメリカ合衆国  | 327,049,552   | 7.93    |
|                  | アイルランド   | 150,586,145   | 3.65    |
|                  | 小計       | 477,635,697   | 11.59   |
| 小計               |          | 3,800,653,165 | 92.19   |
| 現金・その他の資産（負債控除後） |          | 321,976,306   | 7.81    |
| 合計（純資産総額）        |          | 4,122,629,471 | 100.00  |

（注１）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

（注２）サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されるが、クラス受益証券は円建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り円貨をもって行う。

（注３）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

**（２）運用実績****① 純資産の推移**

2014年４月末日および同日前１年間における各月末の純資産の推移は以下のとおりである。

円建ヘッジありクラス

|           | 純資産総額       | １口当たり純資産価格 |
|-----------|-------------|------------|
|           | (円)         | (円)        |
| 2013年５月末日 | 359,989,235 | 0.8576     |
| ６月末日      | 342,841,400 | 0.8290     |
| ７月末日      | 363,250,628 | 0.8805     |
| ８月末日      | 350,973,671 | 0.8659     |
| ９月末日      | 365,462,507 | 0.9160     |
| 10月末日     | 370,466,200 | 0.9428     |
| 11月末日     | 365,490,253 | 0.9696     |
| 12月末日     | 335,519,315 | 0.9616     |
| 2014年１月末日 | 333,910,056 | 0.9620     |
| ２月末日      | 356,155,906 | 1.0261     |
| ３月末日      | 346,696,058 | 1.0090     |
| ４月末日      | 333,148,037 | 0.9696     |

## 円建ヘッジなしクラス

|           | 純資産総額         | 1口当たり純資産価格 |
|-----------|---------------|------------|
|           | (円)           | (円)        |
| 2013年5月末日 | 4,839,132,082 | 0.9368     |
| 6月末日      | 4,507,313,081 | 0.8888     |
| 7月末日      | 4,606,240,047 | 0.9408     |
| 8月末日      | 4,399,333,209 | 0.9249     |
| 9月末日      | 4,613,017,527 | 0.9845     |
| 10月末日     | 4,583,386,857 | 1.0231     |
| 11月末日     | 4,643,548,690 | 1.0898     |
| 12月末日     | 4,393,893,598 | 1.1156     |
| 2014年1月末日 | 4,114,162,587 | 1.0806     |
| 2月末日      | 4,205,483,612 | 1.1512     |
| 3月末日      | 4,038,418,528 | 1.1473     |
| 4月末日      | 3,789,481,434 | 1.1000     |

## ② 分配の推移

## 円建ヘッジありクラス

| 計算期間                | 分配金     |
|---------------------|---------|
| 2013年5月1日～2014年4月末日 | 該当事項なし。 |

## 円建ヘッジなしクラス

| 計算期間                | 分配金     |
|---------------------|---------|
| 2013年5月1日～2014年4月末日 | 該当事項なし。 |

## ③ 収益率の推移

## 円建ヘッジありクラス

| 計算期間                | 収益率 <sup>(注)</sup> |
|---------------------|--------------------|
| 2013年5月1日～2014年4月末日 | 20.64%             |

## 円建ヘッジなしクラス

| 計算期間                | 収益率 <sup>(注)</sup> |
|---------------------|--------------------|
| 2013年5月1日～2014年4月末日 | 28.37%             |

(注) 収益率 (%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 2014年4月末日の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 2013年4月末日の1口当たり純資産価格（分配落の額）

## 2 販売及び買戻しの実績

2014年4月末日前1年間における販売および買戻しの実績、ならびに2014年4月末日現在の発行済口数は次のとおりである。

### 円建ヘッジありクラス

| 販売口数     | 買戻口数                       | 発行済口数                        |
|----------|----------------------------|------------------------------|
| 0<br>(0) | 86,930,000<br>(86,930,000) | 343,610,000<br>(343,610,000) |

### 円建ヘッジなしクラス

| 販売口数                 | 買戻口数                             | 発行済口数                            |
|----------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 100,000<br>(100,000) | 1,874,531,000<br>(1,874,531,000) | 3,445,118,789<br>(3,445,118,789) |

(注) ( ) の数は本邦内における販売口数、買戻口数または発行済口数である。

[次へ](#)

### 3 ファンドの経理状況

- a. ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。ファンドの中間財務書類は、「中間財務書類の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条4項ただし書の規定に準拠して作成されている。
- b. ファンドの中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c. ファンドの中間財務書類は、日本円で表示されている。

## （１）資産及び負債の状況

純資産計算書  
2014年3月31日

日興ワールド・トラストー日興グリーン・ニューディール・ファンド

（単位：日本円）

|                       | 注       | 日本円                  |
|-----------------------|---------|----------------------|
| <b>資産</b>             |         |                      |
| 投資有価証券                |         |                      |
| 取得原価                  |         | 3,207,076,401        |
| 時価                    | 1.2, 11 | 3,989,132,703        |
| 銀行預金                  |         | 410,884,801          |
| 為替予約契約に係る未実現評価益       | 1.7, 10 | 1,959,044            |
| <b>資産合計</b>           |         | <b>4,401,976,548</b> |
| <b>負債</b>             |         |                      |
| 未払印刷および広告費            |         | 5,869,457            |
| 未払弁護士費用               |         | 3,500,529            |
| 未払投資運用報酬              | 5       | 2,627,135            |
| 未払販売報酬                | 7       | 2,626,173            |
| 未払専門家費用               |         | 704,186              |
| 未払管理事務代行報酬            | 4       | 524,783              |
| 未払受託報酬                | 2       | 385,614              |
| 未払代行協会員報酬             | 8       | 375,040              |
| 未払保管報酬                | 6       | 37,362               |
| 未払管理報酬                | 3       | 37,351               |
| その他の負債                |         | 174,332              |
| <b>負債合計</b>           |         | <b>16,861,962</b>    |
| <b>純資産総額</b>          |         | <b>4,385,114,586</b> |
| <b>純資産価額</b>          |         |                      |
| 円建ヘッジありクラス            |         | 346,696,058円         |
| 円建ヘッジなしクラス            |         | 4,038,418,528円       |
| <b>発行済受益証券口数</b>      |         |                      |
| 円建ヘッジありクラス            |         | 343,610,000口         |
| 円建ヘッジなしクラス            |         | 3,519,788,789口       |
| <b>受益証券1口当たり純資産価格</b> |         |                      |
| 円建ヘッジありクラス            |         | 1.0090円              |
| 円建ヘッジなしクラス            |         | 1.1473円              |

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

## 日興ワールド・トラストー日興グリーン・ニューディール・ファンド

## 統計情報

| 期末現在発行済受益証券口数    | 円建ヘッジありクラス   | 円建ヘッジなしクラス      |
|------------------|--------------|-----------------|
| 2012年 9 月30日     | 620,230,000  | 6,553,044,789   |
| 2013年 9 月30日     | 398,970,000  | 4,685,568,789   |
| 受益証券発行口数         | —            | —               |
| 受益証券買戻口数         | (55,360,000) | (1,165,780,000) |
| 2014年 3 月31日     | 343,610,000  | 3,519,788,789   |
| 期末現在純資産総額        | 日本円          | 日本円             |
| 2012年 9 月30日     | 442,861,227  | 4,011,853,446   |
| 2013年 9 月30日     | 365,462,507  | 4,613,017,527   |
| 2014年 3 月31日     | 346,696,058  | 4,038,418,528   |
| 期末現在 1 口当たり純資産価格 | 日本円          | 日本円             |
| 2012年 9 月30日     | 0.7140       | 0.6122          |
| 2013年 9 月30日     | 0.9160       | 0.9845          |
| 2014年 3 月31日     | 1.0090       | 1.1473          |

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

## 日興ワールド・トラストー日興グリーン・ニューディール・ファンド

## 財務書類に対する注記

(2014年3月31日現在)

---

注1. 重要な会計方針

---

## 1.1ー財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

## 1.2ー投資有価証券およびその他の資産の評価

- (a) 集団投資スキーム、投資ファンドおよびミューチュアル・ファンドは、該当評価日現在の純資産価額（かかる評価日現在の純資産価額が入手できない場合は、その直前の純資産価額が使用される。）で評価される。
- (b) 証券取引所で取引されている有価証券の評価は、ヨーロッパおよび北アメリカの市場で取引されている有価証券については、関連する評価日の直近入手可能始値で、またアジアの市場で取引されている有価証券については、関連する評価日の直近入手可能終値で行われる。
- (c) 証券取引所で取引されていないが、店頭で取引されている有価証券は、管理会社が管理事務代行会社と協議のうえ選定した信頼できる情報源に基づいて評価される。
- (d) サブ・ファンドが保有している為替予約契約およびその他の店頭取引商品は、管理会社が管理事務代行会社と協議のうえ適切と判断するディーラーから入手した価格に基づいて、管理会社の裁量により誠実に評価される。
- (e) 短期金融商品および現金預金は、取得原価に経過利息を加えて評価される。
- (f) 資産が評価される取引所または市場が、評価日に営業していない場合、当該資産は、かかる取引所または市場の直前営業日現在で評価される。
- (g) 時価を特定できない資産および負債を含むすべてのその他の資産および負債は、管理事務代行会社と協議のうえ、管理会社の裁量により誠実に評価される。
- (h) 前述の評価方法は、資産の時価を反映するために妥当であると判断された場合に限り、管理事務代行会社と協議のうえ、管理会社の裁量で修正することができる。

## 1.3ー設立費

設立費は、完全に償却された。

#### 1.4－受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

#### 1.5－受取分配金

分配金は、分配宣言された時点で収益として計上される。

#### 1.6－外貨換算

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。外貨建取引は、取引日の為替レートにより日本円に換算されている。外貨に係る未実現損益および実現損益は、運用計算書および純資産変動計算書に計上される。

#### 1.7－為替予約契約

為替予約契約は、満期日までの残存期間、純資産計算書の日付現在適用される先渡レートで評価される。

---

### 注2．受託報酬

---

受託会社は、各評価日に発生し計算され四半期毎に後払いされる、純資産価額の年率0.015%の受託報酬（年間最低15,000米ドル、最高30,000米ドル）をサブ・ファンドの資産から受領する権利を有する。

上記の報酬は、毎年見直されることがある。受託会社が追加的な活動、訴訟、またはその他の例外的な事項を検討しまたはそれらに携わることが求められる場合、追加の報酬については、管理会社との関連する時期における追加的な交渉に従い、反対の合意がない限り、随時実施されている時間単位料金に従い受託会社により請求される。

受託会社は、サブ・ファンドに関連して受託会社が負担した合理的なすべての立替費用をサブ・ファンドの資産から支払いを受ける。

---

### 注3．管理報酬

---

管理会社は、各評価日に発生し計算され毎月後払いされる、純資産価額の年率0.01%の報酬をサブ・ファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、サブ・ファンドに関連して管理会社が負担した合理的なすべての立替費用をサブ・ファンドの資産から支払いを受ける。

---

#### 注4．管理事務代行報酬

---

管理事務代行会社は、各評価日に発生し計算され毎月後払いされる、純資産価額の年率0.14%の報酬をサブ・ファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、サブ・ファンドに関連して管理事務代行会社に支払われるべき合理的な立替費用を、サブ・ファンドの資産から支払う。

---

#### 注5．投資運用報酬

---

投資運用会社は、各評価日に発生し計算され毎月後払いされる、純資産価額の年率0.70%の報酬をサブ・ファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、投資運用会社に支払われるべき合理的な立替費用を、サブ・ファンドの資産から支払う。

---

#### 注6．保管報酬

---

保管会社は、各評価日に発生し計算され毎月後払いされる、純資産価額の年率0.01%の報酬をサブ・ファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、サブ・ファンドに関連して保管会社に支払われるべき合理的な立替費用を、サブ・ファンドの資産から支払う。

---

#### 注7．販売報酬

---

販売会社は、各評価日に発生し計算され毎月後払いされる、純資産価額の年率0.70%の報酬をサブ・ファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、販売会社に支払われるべき合理的な立替費用を、サブ・ファンドの資産から支払う。

---

#### 注8．代行協会員報酬

---

代行協会員は、各評価日に発生し計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドに帰属する純資産価額の年率0.10%の報酬をサブ・ファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、代行協会員に支払われるべき合理的な立替費用を、サブ・ファンドの資産から支払う。

## 注9. 税金

## 9.1ーケイマン諸島

ケイマン諸島において、所得税またはキャピタル・ゲイン税が賦課されることはなく、ファンドは、ケイマン諸島総督から、ファンドの設定日以降50年間にわたりすべての現地における所得税、キャピタル・ゲイン税および資本税を免除されることが明記された保証書を受領している。そのため、所得税引当金は、本財務書類に計上されていない。

## 9.2ーその他の国々

トラストは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課される可能性がある。受益証券に投資しようとする者は、各々の法域の法律における受益証券の購入、保有および買戻しにより発生する可能性がある税金またはその他の結果を判断するため、各自が市民権、住所および居住地を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

## 注10. 為替予約契約

2014年3月31日現在、サブ・ファンドは、下記の未決済為替予約契約を保有していた。

| 通貨         | 売却        | 通貨  | 購入         | 満期日        | 未実現評価益<br>／<br>(評価損) |
|------------|-----------|-----|------------|------------|----------------------|
|            |           |     |            |            | 日本円                  |
| カナダ・ドル     | 56,000    | 日本円 | 5,317,488  | 2014年4月16日 | 105,777              |
| カナダ・ドル     | 3,000     | 日本円 | 275,530    | 2014年4月16日 | (3,669)              |
| カナダ・ドル     | 2,600     | 日本円 | 240,453    | 2014年4月16日 | (1,519)              |
| カナダ・ドル     | 2,000     | 日本円 | 182,605    | 2014年4月16日 | (3,528)              |
| カナダ・ドル     | 2,800     | 日本円 | 256,376    | 2014年4月16日 | (4,210)              |
| デンマーク・クローネ | 752,000   | 日本円 | 14,306,725 | 2014年4月16日 | 36,621               |
| デンマーク・クローネ | 19,000    | 日本円 | 356,146    | 2014年4月16日 | (4,402)              |
| デンマーク・クローネ | 22,000    | 日本円 | 411,604    | 2014年4月16日 | (5,872)              |
| デンマーク・クローネ | 46,500    | 日本円 | 875,273    | 2014年4月16日 | (7,120)              |
| 香港ドル       | 3,832,000 | 日本円 | 51,505,395 | 2014年4月16日 | 645,849              |
| 香港ドル       | 155,000   | 日本円 | 2,034,978  | 2014年4月16日 | (22,232)             |
| 香港ドル       | 120,000   | 日本円 | 1,575,996  | 2014年4月16日 | (16,683)             |
| 香港ドル       | 45,000    | 日本円 | 591,142    | 2014年4月16日 | (6,113)              |
| 香港ドル       | 155,000   | 日本円 | 2,038,074  | 2014年4月16日 | (19,136)             |
| 香港ドル       | 70,000    | 日本円 | 917,105    | 2014年4月16日 | (11,958)             |
| 香港ドル       | 196,000   | 日本円 | 2,567,278  | 2014年4月16日 | (34,098)             |

| 通貨          | 売却      | 通貨  | 購入         | 満期日        | 未実現評価益<br>／<br>(評価損) |
|-------------|---------|-----|------------|------------|----------------------|
|             |         |     |            |            | 日本円                  |
| 香港ドル        | 225,000 | 日本円 | 2,989,676  | 2014年4月16日 | 3,403                |
| 香港ドル        | 460,000 | 日本円 | 6,055,445  | 2014年4月16日 | (49,824)             |
| ニュージーランド・ドル | 26,000  | 日本円 | 2,149,457  | 2014年4月16日 | (165,735)            |
| ニュージーランド・ドル | 24,000  | 日本円 | 1,977,680  | 2014年4月16日 | (159,420)            |
| ニュージーランド・ドル | 1,800   | 日本円 | 152,413    | 2014年4月16日 | (7,870)              |
| ニュージーランド・ドル | 2,500   | 日本円 | 211,569    | 2014年4月16日 | (11,046)             |
| ニュージーランド・ドル | 1,600   | 日本円 | 139,625    | 2014年4月16日 | (2,848)              |
| ノルウェー・クローネ  | 135,000 | 日本円 | 2,295,797  | 2014年4月16日 | (12,925)             |
| ノルウェー・クローネ  | 19,000  | 日本円 | 310,742    | 2014年4月16日 | (14,189)             |
| ノルウェー・クローネ  | 232,000 | 日本円 | 3,764,103  | 2014年4月16日 | (203,478)            |
| ノルウェー・クローネ  | 25,000  | 日本円 | 415,879    | 2014年4月16日 | (11,662)             |
| ノルウェー・クローネ  | 65,000  | 日本円 | 1,081,623  | 2014年4月16日 | (29,984)             |
| ノルウェー・クローネ  | 100,000 | 日本円 | 1,663,806  | 2014年4月16日 | (46,358)             |
| ノルウェー・クローネ  | 20,000  | 日本円 | 334,466    | 2014年4月16日 | (7,567)              |
| ノルウェー・クローネ  | 15,000  | 日本円 | 252,533    | 2014年4月16日 | (3,992)              |
| ノルウェー・クローネ  | 52,000  | 日本円 | 864,021    | 2014年4月16日 | (25,264)             |
| ノルウェー・クローネ  | 87,500  | 日本円 | 1,470,727  | 2014年4月16日 | (25,667)             |
| ノルウェー・クローネ  | 48,000  | 日本円 | 812,020    | 2014年4月16日 | (8,859)              |
| ノルウェー・クローネ  | 29,000  | 日本円 | 492,500    | 2014年4月16日 | (3,448)              |
| ノルウェー・クローネ  | 39,500  | 日本円 | 674,198    | 2014年4月16日 | (1,317)              |
| ノルウェー・クローネ  | 38,000  | 日本円 | 654,913    | 2014年4月16日 | 5,051                |
| ノルウェー・クローネ  | 33,000  | 日本円 | 560,955    | 2014年4月16日 | (3,399)              |
| スウェーデン・クローネ | 780,000 | 日本円 | 12,579,372 | 2014年4月16日 | 225,315              |
| スウェーデン・クローネ | 26,000  | 日本円 | 413,069    | 2014年4月16日 | 1,267                |
| スウェーデン・クローネ | 57,000  | 日本円 | 897,109    | 2014年4月16日 | (5,687)              |
| スウェーデン・クローネ | 16,000  | 日本円 | 251,894    | 2014年4月16日 | (1,523)              |
| スウェーデン・クローネ | 22,000  | 日本円 | 347,868    | 2014年4月16日 | (580)                |
| スイス・フラン     | 70,500  | 日本円 | 8,100,102  | 2014年4月16日 | (90,807)             |
| スイス・フラン     | 4,000   | 日本円 | 457,488    | 2014年4月16日 | (7,244)              |
| スイス・フラン     | 1,400   | 日本円 | 161,658    | 2014年4月16日 | (998)                |
| スイス・フラン     | 700     | 日本円 | 81,205     | 2014年4月16日 | (123)                |
| 英ポンド        | 7,500   | 日本円 | 1,280,163  | 2014年4月16日 | (4,187)              |
| 英ポンド        | 17,000  | 日本円 | 2,882,890  | 2014年4月16日 | (28,303)             |
| 英ポンド        | 4,000   | 日本円 | 680,455    | 2014年4月16日 | (4,532)              |
| 英ポンド        | 1,500   | 日本円 | 255,846    | 2014年4月16日 | (1,024)              |

| 通貨   | 売却        | 通貨          | 購入          | 満期日        | 未実現評価益<br>／<br>(評価損) |
|------|-----------|-------------|-------------|------------|----------------------|
|      |           |             |             |            | 日本円                  |
| 英ポンド | 1,800     | 日本円         | 307,331     | 2014年4月16日 | (913)                |
| 英ポンド | 700       | 日本円         | 118,073     | 2014年4月16日 | (1,800)              |
| 英ポンド | 11,800    | 日本円         | 1,986,808   | 2014年4月16日 | (33,903)             |
| 米ドル  | 1,401,000 | 日本円         | 146,003,533 | 2014年4月16日 | 1,752,127            |
| 米ドル  | 31,000    | 日本円         | 3,167,833   | 2014年4月16日 | (24,025)             |
| 米ドル  | 37,000    | 日本円         | 3,762,175   | 2014年4月16日 | (47,462)             |
| 米ドル  | 36,000    | 日本円         | 3,678,046   | 2014年4月16日 | (28,628)             |
| 米ドル  | 27,000    | 日本円         | 2,783,791   | 2014年4月16日 | 3,785                |
| 米ドル  | 33,000    | 日本円         | 3,344,008   | 2014年4月16日 | (53,777)             |
| 米ドル  | 48,600    | 日本円         | 4,960,128   | 2014年4月16日 | (43,882)             |
| ユーロ  | 697,000   | 日本円         | 98,863,177  | 2014年4月16日 | 127,560              |
| ユーロ  | 31,000    | 日本円         | 4,285,373   | 2014年4月16日 | (106,025)            |
| ユーロ  | 85,000    | 日本円         | 11,809,323  | 2014年4月16日 | (231,606)            |
| ユーロ  | 75,000    | 日本円         | 10,526,793  | 2014年4月16日 | (97,556)             |
| ユーロ  | 25,000    | 日本円         | 3,508,019   | 2014年4月16日 | (33,431)             |
| ユーロ  | 27,000    | 日本円         | 3,861,645   | 2014年4月16日 | 36,879               |
| ユーロ  | 24,000    | 日本円         | 3,384,524   | 2014年4月16日 | (15,268)             |
| ユーロ  | 24,000    | 日本円         | 3,377,271   | 2014年4月16日 | (22,521)             |
| 日本円  | 274,149   | カナダ・ドル      | 3,000       | 2014年4月16日 | 5,050                |
| 日本円  | 229,660   | カナダ・ドル      | 2,500       | 2014年4月16日 | 3,006                |
| 日本円  | 75,343    | カナダ・ドル      | 820         | 2014年4月16日 | 971                  |
| 日本円  | 3,382,713 | カナダ・ドル      | 37,150      | 2014年4月16日 | 74,699               |
| 日本円  | 322,342   | デンマーク・クローネ  | 17,000      | 2014年4月16日 | 253                  |
| 日本円  | 4,141,445 | デンマーク・クローネ  | 218,600     | 2014年4月16日 | 6,753                |
| 日本円  | 226,180   | デンマーク・クローネ  | 12,000      | 2014年4月16日 | 1,534                |
| 日本円  | 3,060,385 | 香港ドル        | 230,000     | 2014年4月16日 | (7,750)              |
| 日本円  | 1,572,342 | 香港ドル        | 120,000     | 2014年4月16日 | 20,337               |
| 日本円  | 5,557,506 | 香港ドル        | 420,000     | 2014年4月16日 | 16,870               |
| 日本円  | 1,153,220 | 香港ドル        | 88,000      | 2014年4月16日 | 14,745               |
| 日本円  | 860,230   | 香港ドル        | 65,500      | 2014年4月16日 | 9,107                |
| 日本円  | 1,531,599 | 香港ドル        | 116,000     | 2014年4月16日 | 7,991                |
| 日本円  | 3,501,002 | 香港ドル        | 265,000     | 2014年4月16日 | 16,164               |
| 日本円  | 5,944,734 | 香港ドル        | 450,000     | 2014年4月16日 | 27,812               |
| 日本円  | 115,165   | ニュージーランド・ドル | 1,300       | 2014年4月16日 | 595                  |
| 日本円  | 117,425   | ノルウェー・クローネ  | 7,000       | 2014年4月16日 | 2,286                |

| 通貨  | 売却         | 通貨          | 購入      | 満期日        | 未実現評価益<br>／<br>(評価損) |
|-----|------------|-------------|---------|------------|----------------------|
|     |            |             |         |            | 日本円                  |
| 日本円 | 200,076    | ノルウェー・クローネ  | 12,000  | 2014年4月16日 | 5,144                |
| 日本円 | 334,387    | ノルウェー・クローネ  | 20,000  | 2014年4月16日 | 7,646                |
| 日本円 | 559,493    | ノルウェー・クローネ  | 33,000  | 2014年4月16日 | 4,861                |
| 日本円 | 553,334    | ノルウェー・クローネ  | 32,000  | 2014年4月16日 | (6,081)              |
| 日本円 | 1,036,182  | ノルウェー・クローネ  | 61,000  | 2014年4月16日 | 7,018                |
| 日本円 | 107,534    | ノルウェー・クローネ  | 6,300   | 2014年4月16日 | 206                  |
| 日本円 | 773,063    | ノルウェー・クローネ  | 46,000  | 2014年4月16日 | 13,613               |
| 日本円 | 659,347    | ノルウェー・クローネ  | 39,000  | 2014年4月16日 | 7,617                |
| 日本円 | 116,250    | ノルウェー・クローネ  | 6,900   | 2014年4月16日 | 1,751                |
| 日本円 | 965,210    | ノルウェー・クローネ  | 56,000  | 2014年4月16日 | (7,518)              |
| 日本円 | 350,157    | スウェーデン・クローネ | 22,000  | 2014年4月16日 | (1,709)              |
| 日本円 | 558,861    | スウェーデン・クローネ | 35,000  | 2014年4月16日 | (4,512)              |
| 日本円 | 4,735,081  | スウェーデン・クローネ | 300,000 | 2014年4月16日 | 16,479               |
| 日本円 | 332,495    | スウェーデン・クローネ | 21,000  | 2014年4月16日 | 114                  |
| 日本円 | 161,927    | スウェーデン・クローネ | 10,000  | 2014年4月16日 | (3,542)              |
| 日本円 | 36,648     | スウェーデン・クローネ | 2,300   | 2014年4月16日 | (219)                |
| 日本円 | 175,350    | スウェーデン・クローネ | 11,000  | 2014年4月16日 | (1,126)              |
| 日本円 | 578,463    | スイス・フラン     | 5,000   | 2014年4月16日 | 2,453                |
| 日本円 | 224,306    | スイス・フラン     | 2,000   | 2014年4月16日 | 8,060                |
| 日本円 | 4,452,294  | スイス・フラン     | 39,000  | 2014年4月16日 | 78,847               |
| 日本円 | 116,439    | スイス・フラン     | 1,000   | 2014年4月16日 | (256)                |
| 日本円 | 3,435,385  | スイス・フラン     | 29,600  | 2014年4月16日 | 3,635                |
| 日本円 | 85,357     | 英ポンド        | 500     | 2014年4月16日 | 266                  |
| 日本円 | 159,218    | 英ポンド        | 940     | 2014年4月16日 | 1,754                |
| 日本円 | 7,707,372  | 米ドル         | 75,000  | 2014年4月16日 | 14,866               |
| 日本円 | 6,089,876  | 米ドル         | 60,000  | 2014年4月16日 | 87,914               |
| 日本円 | 10,167,619 | 米ドル         | 100,000 | 2014年4月16日 | 128,698              |
| 日本円 | 5,640,770  | 米ドル         | 55,000  | 2014年4月16日 | 22,205               |
| 日本円 | 4,389,584  | 米ドル         | 43,000  | 2014年4月16日 | 37,832               |
| 日本円 | 2,467,628  | 米ドル         | 24,000  | 2014年4月16日 | 3,488                |
| 日本円 | 1,763,660  | 米ドル         | 17,300  | 2014年4月16日 | 17,603               |
| 日本円 | 5,120,970  | 米ドル         | 50,000  | 2014年4月16日 | 27,189               |
| 日本円 | 6,940,491  | ユーロ         | 50,000  | 2014年4月16日 | 142,408              |
| 日本円 | 4,466,365  | ユーロ         | 32,000  | 2014年4月16日 | 66,691               |
| 日本円 | 4,303,849  | ユーロ         | 30,000  | 2014年4月16日 | (54,109)             |

| 通貨                  | 売却        | 通貨  | 購入     | 満期日        | 未実現評価益<br>／<br>(評価損) |
|---------------------|-----------|-----|--------|------------|----------------------|
|                     |           |     |        |            | 日本円                  |
| 日本円                 | 2,322,674 | ユーロ | 16,400 | 2014年4月16日 | 517                  |
| 日本円                 | 4,773,272 | ユーロ | 33,700 | 2014年4月16日 | 602                  |
| 日本円                 | 2,685,723 | ユーロ | 19,000 | 2014年4月16日 | 5,779                |
| 為替予約契約に係る正味未実現評価益合計 |           |     |        |            | 1,959,044            |

## 注11. 事象

### チャオダー・モダン・アグリカルチャー

2011年9月26日付で、香港証券取引所におけるチャオダー・モダン・アグリカルチャー（以下「チャオダー」という。）の株式の売買は停止された。ムーディーズは、2011年10月7日付でチャオダーの格付を引下げ、2011年12月19日付で当該格付を取下げた。その結果、サブ・ファンドにおけるチャオダーの株式の評価額はゼロとなっている。

[次へ](#)

## （２）投資有価証券明細表等

投資有価証券明細表  
2014年３月31日現在

日興ワールド・トラストー日興グリーン・ニューディール・ファンド

（単位：日本円）

| 数量                                                 | 銘柄                                  | 通貨          | 取得原価        | 時価          | 比率＊  |
|----------------------------------------------------|-------------------------------------|-------------|-------------|-------------|------|
| I．公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券 |                                     |             |             |             |      |
| A．株式                                               |                                     |             | 日本円         | 日本円         | %    |
| 213,594                                            | ABENGOA SA                          | ユーロ         | 68,479,636  | 121,008,801 | 2.76 |
| 10,867                                             | ACCIONA SA                          | ユーロ         | 67,029,136  | 96,866,785  | 2.21 |
| 8,748                                              | ACUITY BRANDS INC                   | 米ドル         | 43,895,341  | 118,456,032 | 2.70 |
| 18,264                                             | ALBIOMA                             | ユーロ         | 39,933,644  | 51,542,056  | 1.18 |
| 11,657                                             | ARCADIS NV                          | ユーロ         | 42,363,120  | 46,075,229  | 1.05 |
| 8,082                                              | BORGWARNER INC                      | 米ドル         | 34,447,395  | 50,454,051  | 1.15 |
| 77,023                                             | CARILLION PLC                       | 英ポンド        | 46,341,105  | 47,424,811  | 1.08 |
| 2,410,000                                          | CHAODA MODERN AGRICULTURE**         | 香港ドル        | 119,902,042 | 0           | 0.00 |
| 4,056,000                                          | CHINA DATANG CORP RENEWABLE -H-     | 香港ドル        | 84,586,419  | 66,216,796  | 1.51 |
| 798,600                                            | CHINA EVERBRIGHT INTL LTD           | 香港ドル        | 53,616,973  | 112,569,032 | 2.57 |
| 499,000                                            | CHINA HIGH SPEED TRANS EQPMT GP LTD | 香港ドル        | 24,786,073  | 38,348,132  | 0.87 |
| 470,000                                            | CHINA SINGYES SOLAR TECH HOLD LTD   | 香港ドル        | 34,401,978  | 76,480,978  | 1.74 |
| 1,590,000                                          | CHINA SUNTIEN GREEN ENERGY LTD -H-  | 香港ドル        | 44,712,143  | 54,236,962  | 1.24 |
| 19,619                                             | COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN           | ユーロ         | 94,466,322  | 121,891,238 | 2.78 |
| 132,532                                            | CONTACT ENERGY LTD (NZD)            | ニュージーランド・ドル | 58,560,657  | 62,862,273  | 1.43 |
| 12,914                                             | COPART INC                          | 米ドル         | 47,254,039  | 48,108,185  | 1.10 |
| 29,535                                             | COVANTA HOLDING CORP                | 米ドル         | 53,532,834  | 55,499,551  | 1.27 |
| 13,751                                             | DIALIGHT PLC                        | 英ポンド        | 17,730,545  | 21,137,569  | 0.48 |
| 113,307                                            | EDP ENERGIAS DE PORTUGAL SA         | ユーロ         | 45,787,911  | 53,742,603  | 1.23 |
| 107,793                                            | EDP RENOVAVEIS SA                   | ユーロ         | 61,878,666  | 73,758,860  | 1.68 |
| 20,220                                             | ENDESA S.A.                         | ユーロ         | 47,087,472  | 75,337,881  | 1.72 |
| 438,114                                            | ENEL GREEN POWER SPA                | ユーロ         | 93,615,555  | 126,369,250 | 2.88 |
| 9,419                                              | ENERNOC INC                         | 米ドル         | 15,922,757  | 21,045,253  | 0.48 |
| 114,625                                            | FALCK RENEWABLES SPA                | ユーロ         | 22,487,285  | 24,277,114  | 0.55 |

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

（＊）純資産総額に対する時価の比率（％）

（＊＊）注11を参照のこと。

投資有価証券明細表  
2014年3月31日現在（続き）

日興ワールド・トラスト－日興グリーン・ニューディール・ファンド

（単位：日本円）

| 数量                                                      | 銘柄                            | 通貨          | 取得原価       | 時価          | 比率＊  |
|---------------------------------------------------------|-------------------------------|-------------|------------|-------------|------|
| I. 公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き） |                               |             |            |             |      |
| A. 株式（続き）                                               |                               |             | 日本円        | 日本円         | %    |
| 11,783                                                  | FIRST SOLAR INC               | 米ドル         | 61,149,435 | 84,380,606  | 1.92 |
| 24,100                                                  | FORTUM OYJ                    | ユーロ         | 49,299,562 | 56,095,898  | 1.28 |
| 39,061                                                  | GAMESA CORP TECNOLOGICA SA    | ユーロ         | 22,061,852 | 43,661,320  | 1.00 |
| 1,598,000                                               | GCL-POLY ENERGY HOLDING LTD   | 香港ドル        | 63,229,660 | 59,388,166  | 1.35 |
| 8,298,000                                               | HANERGY SOLAR GROUP LTD       | 香港ドル        | 68,947,405 | 134,368,778 | 3.06 |
| 1,180,000                                               | HUANENG RENEWABLES CORP-H     | 香港ドル        | 41,579,611 | 41,191,050  | 0.94 |
| 7,342                                                   | INGERSOLL RAND PLC            | 米ドル         | 12,114,824 | 43,120,474  | 0.98 |
| 29,000                                                  | INNERGEX RENEWABLE ENERGY INC | カナダ・ドル      | 25,250,854 | 26,730,510  | 0.61 |
| 14,003                                                  | ITRON INC                     | 米ドル         | 59,160,157 | 50,391,571  | 1.15 |
| 11,657                                                  | JOHNSON CONTROLS INC          | 米ドル         | 31,444,215 | 56,388,357  | 1.29 |
| 16,473                                                  | KINGSPAN GROUP PLC            | ユーロ         | 28,940,909 | 32,707,120  | 0.75 |
| 21,457                                                  | LSB INDUSTRIES INC            | 米ドル         | 80,569,323 | 81,744,841  | 1.86 |
| 18,451                                                  | MAXWELL TECHNOLOGIES INC      | 米ドル         | 13,748,104 | 24,222,542  | 0.55 |
| 224,503                                                 | MEIDENSHA CORP (06508)        | 日本円         | 72,616,252 | 102,597,871 | 2.34 |
| 2,256                                                   | NEXTERA ENERGY INC            | 米ドル         | 21,767,418 | 22,102,302  | 0.50 |
| 39,387                                                  | NIBE INDUSTRIER AB B SHS      | スウェーデン・クローネ | 57,792,546 | 102,397,310 | 2.34 |
| 17,319                                                  | ORMAT TECHNOLOGIES INC        | 米ドル         | 51,865,888 | 54,210,826  | 1.24 |
| 11,375                                                  | OSRAM LICHT AG                | ユーロ         | 68,634,132 | 74,499,233  | 1.70 |
| 2,397                                                   | PALL CORP                     | 米ドル         | 21,458,271 | 21,879,450  | 0.50 |
| 7,978                                                   | POWER INTEGRATIONS INC        | 米ドル         | 32,741,818 | 53,263,128  | 1.21 |
| 1,945,450                                               | REC SILICON ASA               | ノルウェー・クローネ  | 88,167,420 | 134,963,055 | 3.08 |
| 19,269                                                  | RENEWABLE ENERGY GROUP INC    | 米ドル         | 23,619,467 | 23,471,105  | 0.54 |
| 22,549                                                  | RICARDO PLC                   | 英ポンド        | 26,386,092 | 24,852,045  | 0.57 |
| 7,086                                                   | ROCKWOOL INTL A/S -B-         | デンマーク・クローネ  | 89,951,133 | 141,857,851 | 3.23 |

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

（＊）純資産総額に対する時価の比率（％）

投資有価証券明細表  
2014年3月31日現在（続き）

日興ワールド・トラストー日興グリーン・ニューディール・ファンド

（単位：日本円）

| 数量                                                     | 銘柄                                  | 通貨   | 取得原価          | 時価            | 比率＊   |
|--------------------------------------------------------|-------------------------------------|------|---------------|---------------|-------|
| I．公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き） |                                     |      |               |               |       |
| A．株式（続き）                                               |                                     |      | 日本円           | 日本円           | %     |
| 7,774                                                  | SAFT GROUPE SA                      | ユーロ  | 19,674,950    | 28,084,146    | 0.64  |
| 3,327                                                  | SIEMENS AG -REG-                    | ユーロ  | 35,244,050    | 46,657,410    | 1.06  |
| 10,115                                                 | SMA SOLAR TECHNOLOGY AG             | ユーロ  | 41,750,577    | 61,833,409    | 1.41  |
| 4,589                                                  | SMITH (A.O.)CORP                    | 米ドル  | 13,782,795    | 21,754,194    | 0.50  |
| 29,725                                                 | VEOLIA ENVIRONNEMENT                | ユーロ  | 49,803,702    | 61,440,347    | 1.40  |
| 23,623                                                 | VERBUND AG                          | ユーロ  | 51,463,775    | 50,869,227    | 1.16  |
| 264,000                                                | WASION GROUP HOLDINGS LTD           | 香港ドル | 16,526,357    | 19,342,299    | 0.44  |
| 9,926                                                  | WOODWARD INC                        | 米ドル  | 35,267,908    | 41,862,373    | 0.95  |
| 株式合計                                                   |                                     |      | 2,638,829,510 | 3,386,038,256 | 77.21 |
| B．投資信託                                                 |                                     |      | 日本円           | 日本円           | %     |
| 48,789                                                 | FIRST TRUST GLOBAL WIND ENERGY ETF  | 米ドル  | 58,211,444    | 60,584,127    | 1.38  |
| 28,979                                                 | GUGGENHEIM SOLAR ETF                | 米ドル  | 118,271,489   | 136,062,319   | 3.10  |
| 24,802                                                 | ISHARES EURO STOXX 50 UCITS ETF     | ユーロ  | 109,910,650   | 112,666,409   | 2.57  |
| 214,874                                                | POWERSHARES WILDERHILL CLEAN NRG FD | 米ドル  | 144,442,041   | 156,420,203   | 3.58  |
| 7,147                                                  | SPDR S+P 500 ETF TRUST FUND         | 米ドル  | 137,411,267   | 137,361,389   | 3.13  |
| 投資信託合計                                                 |                                     |      | 568,246,891   | 603,094,447   | 13.76 |
| 公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計     |                                     |      | 3,207,076,401 | 3,989,132,703 | 90.97 |
| 投資有価証券合計                                               |                                     |      | 3,207,076,401 | 3,989,132,703 | 90.97 |

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

（＊）純資産総額に対する時価の比率（％）

投資有価証券の分類  
2014年3月31日現在

日興ワールド・トラスト－日興グリーン・ニューディール・ファンド

投資有価証券の地域別および業種別分類

| 地域      | 業種                   | 比率（％）＊ |
|---------|----------------------|--------|
| アメリカ合衆国 |                      |        |
|         | 電気工学および電子工学          | 8.83   |
|         | エクイティ・インデックス         | 7.61   |
|         | エネルギーおよび公益事業         | 5.47   |
|         | セクター・ファンド-クリーン・エネルギー | 3.58   |
|         | 道路車両                 | 2.25   |
|         | 化学品                  | 1.86   |
|         | 機械および建築器具            | 0.50   |
|         |                      | 30.10  |
| 香港      |                      |        |
|         | エネルギーおよび公益事業         | 6.15   |
|         | 各種サービス               | 2.57   |
|         | 機械および建築器具            | 0.87   |
|         | 電気工学および電子工学          | 0.44   |
|         |                      | 10.03  |
| スペイン    |                      |        |
|         | エネルギーおよび公益事業         | 5.61   |
|         | 建設資材および貿易            | 2.76   |
|         | 電気工学および電子工学          | 1.00   |
|         |                      | 9.37   |

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

（＊）純資産総額に対する時価の比率（％）

投資有価証券の分類  
2014年3月31日現在（続き）

## 日興ワールド・トラストー日興グリーン・ニューディール・ファンド

## 投資有価証券の地域別および業種別分類

| 地域     | 業種           | 比率（％）＊ |
|--------|--------------|--------|
| フランス   |              |        |
|        | エネルギーおよび公益事業 | 3.22   |
|        | 建設資材および貿易    | 2.78   |
|        |              | 6.00   |
| アイルランド |              |        |
|        | エクイティ・インデックス | 2.57   |
|        | 各種サービス       | 0.98   |
|        | 建設資材および貿易    | 0.75   |
|        |              | 4.30   |
| ドイツ    |              |        |
|        | 電気工学および電子工学  | 1.70   |
|        | エネルギーおよび公益事業 | 1.41   |
|        | 通信           | 1.06   |
|        |              | 4.17   |
| 中国     |              |        |
|        | エネルギーおよび公益事業 | 3.69   |
|        |              | 3.69   |

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

（＊）純資産総額に対する時価の比率（％）

投資有価証券の分類  
2014年3月31日現在（続き）

日興ワールド・トラストー日興グリーン・ニューディール・ファンド

投資有価証券の地域別および業種別分類

| 地域     | 業種           | 比率（％）＊ |
|--------|--------------|--------|
| イタリア   |              |        |
|        | エネルギーおよび公益事業 | 3.43   |
|        |              | 3.43   |
| デンマーク  |              |        |
|        | 各種消費財        | 3.23   |
|        |              | 3.23   |
| ノルウェー  |              |        |
|        | エネルギーおよび公益事業 | 3.08   |
|        |              | 3.08   |
| 日本     |              |        |
|        | 機械および建築器具    | 2.34   |
|        |              | 2.34   |
| スウェーデン |              |        |
|        | 建設資材および貿易    | 2.34   |
|        |              | 2.34   |

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

（＊）純資産総額に対する時価の比率（％）

投資有価証券の分類  
2014年3月31日現在（続き）

日興ワールド・トラストー日興グリーン・ニューディール・ファンド

投資有価証券の地域別および業種別分類

| 地域       | 業種           | 比率（％）＊ |
|----------|--------------|--------|
| 英国       |              |        |
|          | 建設資材および貿易    | 1.08   |
|          | 電気工学および電子工学  | 1.05   |
|          |              | 2.13   |
| ニュージーランド |              |        |
|          | エネルギーおよび公益事業 | 1.43   |
|          |              | 1.43   |
| フィンランド   |              |        |
|          | エネルギーおよび公益事業 | 1.28   |
|          |              | 1.28   |
| ポルトガル    |              |        |
|          | エネルギーおよび公益事業 | 1.23   |
|          |              | 1.23   |
| オーストリア   |              |        |
|          | エネルギーおよび公益事業 | 1.16   |
|          |              | 1.16   |

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

（＊）純資産総額に対する時価の比率（％）

投資有価証券の分類  
2014年3月31日現在（続き）

日興ワールド・トラスト－日興グリーン・ニューディール・ファンド

投資有価証券の地域別および業種別分類

| 地域       | 業種           | 比率（％）＊ |
|----------|--------------|--------|
| オランダ     |              |        |
|          | 建設資材および貿易    | 1.05   |
|          |              | 1.05   |
| カナダ      |              |        |
|          | エネルギーおよび公益事業 | 0.61   |
|          |              | 0.61   |
| 投資有価証券合計 |              | 90.97  |

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

（＊）純資産総額に対する時価の比率（％）

[次へ](#)

## 4 管理会社の概況

### （１）資本金の額

管理会社の資本金は、2014年4月末日現在、5,446,220ユーロ（約7億7,195万円）で、全額払込済である。なお、1株20ユーロ（約2,835円）の記名式株式272,311株を発行済である。

（注）ユーロの円換算は、便宜上、平成26年4月30日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝141.74円）による。以下同じ。

### （２）事業の内容及び営業の状況

管理会社は、ルクセンブルグの法律の規定に基づき設立され、投資信託の管理運営を行うための免許を有する会社である。管理会社は、その管理するすべての投資信託に関して、専門性を有する投資運用会社を選任し、運用を委任している。管理会社は、ルクセンブルグの1915年8月10日商事会社に関する法律（改正済）（以下「1915年商事会社法」という。）に基づき1992年2月27日に設立された。

管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（以下「AIFMD」という。）およびオルタナティブ投資ファンド運用者に関するルクセンブルグの2013年7月12日の法律（以下「2013年法」という。）に基づき、ファンドに関しオルタナティブ投資運用者（以下「AIFM」という。）として業務を提供する。管理会社は、ファンドの投資資産の管理運営について責任を負っている。管理会社は、ファンドのポートフォリオ運用機能を投資運用会社に委託している。

管理会社はSMB C日興ルクセンブルグ銀行株式会社の完全所有子会社である。

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず投資信託に関するルクセンブルグの2010年12月17日の法律（改正済）（以下「ルクセンブルグ投信法」という。）第125-2条に規定された投資信託（以下「UCI」という。）を管理することである。ただし、管理会社は、少なくとも1つのルクセンブルグのUCIを管理しなければならない。管理会社は、UCIの運営、管理および販売に関連するあらゆる業務を行うことができる。

管理会社は、ファンドおよび受益者のために、有価証券の購入、売却、申込みおよび交換ならびにファンド資産に直接または間接に関連するすべての権利の行使を含む管理および運用に関する業務を行うことができる。

管理会社は、サブ・ファンドの費用で、関連する信託証書補遺に基づく一部または全部の職務を、一または複数の個人または企業（投資運用会社またはその他の業務提供会社を含む。）に委任する権限を有する。ただし、管理会社は上記の受任者が基本信託証書に定める規定を遵守することを保証すること、管理会社は受任者が犯した作為または不作為に関して、あたかも管理会社自身の作為または不作為であるかのようにして、引き続き責任を負うことを条件とする。

基本信託証書に定める規定に従って、管理会社および管理会社の関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点で関連する信託財産もしくは信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が管理会社、管理会社の関係会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の詐欺または故意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また、管理会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わない。

管理会社、その関係会社およびこれらの取締役、役員、従業員または代理人は、管理会社として、その関係会社としてまたはこれらの取締役、役員、従業員もしくは代理人として強いられまたは被ることがある、基本信託証書に基づきまたはサブ・ファンドに関連する権限および職務の適正な遂行過程において生じた訴訟、手続、債務、費用、請求、損害、経費（一切の合理的な弁護士、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または要求の全部または一部について、サブ・ファンドの信託財産から補償され、かつ信託財産に対する求償権を有する。ただし、かかる補償は、管理会社またはその関係会社およびその取締役、役員または従業員の実際の詐欺行為または故意の不履行により発生し

た作為または不作為から生じ管理会社が被る一切の訴訟、手続、債務、費用、請求、損害、経費または要求については適用されない。

ファンドに関する管理会社の任命期間は、受益者決議によって受益者から解任されない限り、ファンドの存続期間とする。管理会社は、受託会社に対して90日以上前に書面により通知することにより辞任することができる。

管理会社は有価証券届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（3）管理報酬等」の項に定める報酬を受け取る権利を有する。

管理会社の権利および義務についてはミューチュアル・ファンド規則および信託証書に定められている。管理会社はミューチュアル・ファンド規則に定める規定に拘束され、かつミューチュアル・ファンド規則に定める事項を実施し、かかる事項に関して責任を負うことに同意している。

管理会社は、2014年4月末日現在、15本のファンドを管理および運営しており、その純資産額の合計は、以下に記載された通貨建別運用金額の合計額である。

管理会社が管理および運営しているファンドは、以下のとおり、分類される。

| 分類  |                | 内訳                                                       |
|-----|----------------|----------------------------------------------------------|
| A分類 | 通貨建別運用金額       | 米ドル建： 2,777,530,151米ドル                                   |
|     |                | ユーロ建： 10,659,966ユーロ                                      |
|     |                | 日本円建： 264,919,842,118円                                   |
|     |                | 豪ドル建： 2,065,677,603豪ドル                                   |
|     |                | ニュージーランド・ドル建： 608,655,375ニュージーランド・ドル                     |
|     |                | カナダ・ドル建： 76,916,624カナダ・ドル                                |
| B分類 | ファンドの種類（基本的性格） | 3本がルクセンブルグ籍・契約型・オープン・エンド型であり、12本がケイマン籍・契約型・オープン・エンド型である。 |

### （3）その他

半期報告書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を与えた事実または与えることが予想される事実は生じていない。

[次へ](#)

**(2) その他の訂正**

(注) 下線および傍線の部分は訂正部分を示します。

\* 訂正事項は、平成26年7月1日から適用されます。以下同じです。

**第一部 証券情報****(5) 申込手数料**

<訂正前>

| 申込口数        | 申込手数料           |
|-------------|-----------------|
| 1億口未満       | 3.78% (税抜3.50%) |
| 1億口以上5億口未満  | 2.16% (税抜2.00%) |
| 5億口以上10億口未満 | 1.08% (税抜1.00%) |
| 10億口以上      | 0.81% (税抜0.75%) |

(注1) 管理会社および日本における販売会社（いずれも以下に定義される。）が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

(注2) 上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方税を示す。

<訂正後>

| 申込口数        | 申込手数料           |
|-------------|-----------------|
| 1億口未満       | 3.78% (税抜3.50%) |
| 1億口以上5億口未満  | 2.16% (税抜2.00%) |
| 5億口以上10億口未満 | 1.08% (税抜1.00%) |
| 10億口以上      | 0.81% (税抜0.75%) |

(注1) 管理会社および日本における販売会社（以下に定義される。）が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

(注2) 上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方税を示す。

**(8) 申込取扱場所**

<訂正前>

SMBC日興証券株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

（以下「SMBC日興証券」または「日本における販売会社」という。）

<訂正後>

ファンドの申込取扱場所については以下に照会のこと。

SMBC日興証券株式会社（代行協会員）

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

ホームページ・アドレス：<http://www.smbcnikko.co.jp/>

なお、以下、申込取扱場所となる各金融商品取引業者を「日本における販売会社」という。

**(10) 払込取扱場所**

<訂正前>

SMBC日興証券株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

## &lt;訂正後&gt;

上記（８）申込取扱場所に同じ。

## （１２）その他

## &lt;訂正前&gt;

（前略）

## （ロ）引受等の概要

- ① SMB C日興証券は、管理会社との間で、日本におけるクラス受益証券の販売および買戻しに関する平成21年3月18日付の契約を締結している。

（中略）

## （二）日本以外の地域における発行

日本以外の地域における販売は行われない。

サブ・ファンドは、ルクセンブルグの投資信託ではなく、（管理会社の居住地である）ルクセンブルグ大公国におけるまたはルクセンブルグ大公国からの販売のための登録はなされていない。サブ・ファンドは、ルクセンブルグの監督官庁の監督に服していない。監督官庁を通じて行われる規制された投資信託の受益者の保護は、サブ・ファンドの投資者には提供されない。ルクセンブルグ内における、またはルクセンブルグからなされる、公衆に対する受益証券のいかなる募集および販売も違法となる。

## &lt;訂正後&gt;

（前略）

## （ロ）引受等の概要

- ① 日本における販売会社は、管理会社との間で、日本におけるクラス受益証券の販売および買戻しに関する契約を締結している。

（中略）

## （二）日本以外の地域における発行

日本以外の地域における販売は行われない。

信託証書の一方当事者である管理会社は、ルクセンブルグ金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）の規制を受けているが、ファンドは、ルクセンブルグの投資信託ではなく、ルクセンブルグの法律に服しておらず、ルクセンブルグ大公国におけるまたはルクセンブルグ大公国からの販売のための登録を行っていない。ファンドは、ルクセンブルグ大公国の監督官庁による認可を受けておらず、ルクセンブルグ当局の監督に服していない。ファンドの受益証券は、欧州連合に所在するいかなるタイプの投資家に対しても販売されない。監督官庁を通じて行われる規制された投資信託の投資者の保護は、ファンドの投資者には提供されない。

## 第二部 ファンド情報

### 第1 ファンドの状況

#### 1 ファンドの性格

##### （1）ファンドの目的及び基本的性格

<訂正前>

（前略）

##### b. ファンドの基本的性格

（中略）

日本における受益者は、日本における販売会社を通じて管理事務代行会社に通知することにより、いずれかの買戻日現在で保有する受益証券の買戻しを請求することができる。買戻価格は、当該買戻日の受益証券1口当たり純資産価格とする。

<訂正後>

（前略）

##### b. ファンドの基本的性格

（中略）

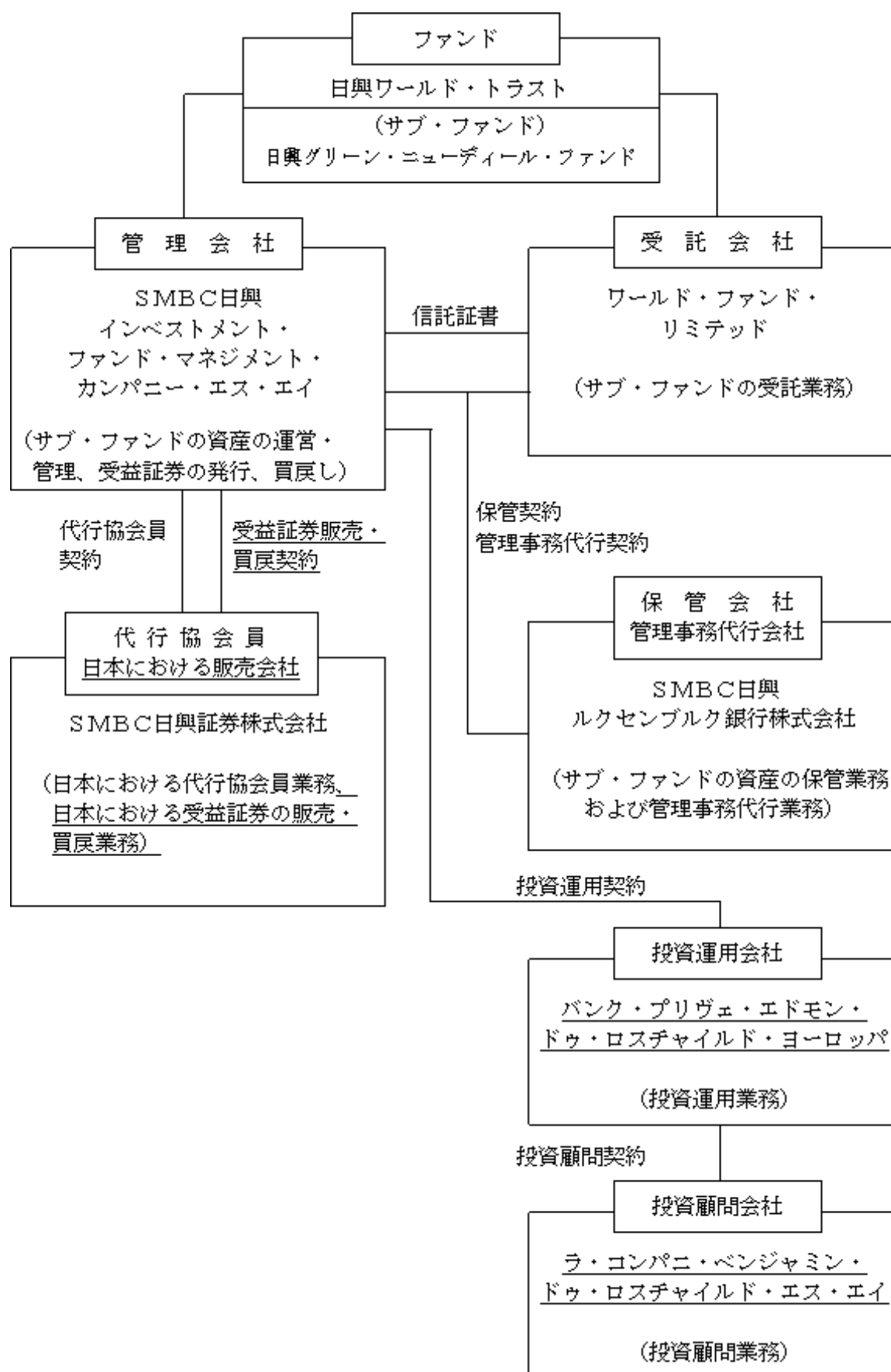
日本における受益者は、日本における販売会社を通じて管理事務代行会社に通知することにより、いずれかの買戻日現在で保有する受益証券の買戻しを請求することができる。買戻価格は、当該買戻日の受益証券1口当たり純資産価格とする。

ファンドは、オルタナティブ投資ファンド運用者に関するルクセンブルグの2013年7月12日の法律（以下「2013年法」という。）およびオルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（以下「AIFMD」という。）に規定されたEU以外のオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。欧州連合（EU）加盟国でファンドの販売活動は行われない。

##### （3）ファンドの仕組み

&lt;訂正前&gt;

## ① ファンドの仕組み



## ② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

| 名 称                                                                                                       | ファンドの運営上の役割         | 契約等の概要                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| SMBC日興インベストメント・<br>ファンド・マネジメント・カンパニー・<br>エス・エイ<br>(SMBC Nikko Investment Fund<br>Management Company S.A.) | 管理会社                | 2009年3月18日付で受託会社との間で信託証書を締結。管理会社はサブ・ファンドの資産の運営・管理、受益証券の発行、買戻しを行う。                                                                                           |
| ワールド・ファンド・リミテッド<br>(World Fund Ltd.)                                                                      | 受託会社                | 2009年3月18日付で管理会社との間で信託証書を締結。受託会社はサブ・ファンドの資産の受託会社としての業務を行う。                                                                                                  |
| SMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社<br>(SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A.)                                                | 保管会社<br>管理事務代行会社    | 2009年3月18日付で受託会社および管理会社との間で保管契約 <sup>(注1)</sup> を締結。保管会社は、サブ・ファンドの資産の保管を行う。<br>2009年3月18日付で管理会社および受託会社との間で管理事務代行契約 <sup>(注2)</sup> を締結。サブ・ファンドの管理事務代行業務を行う。 |
| バンク・プリヴェ・エドモン・ドゥ・<br>ロスチャイルド・ヨーロッパ<br>(Banque Privée Edmond de Rothschild<br>Europe)                      | 投資運用会社              | 2009年3月18日付で管理会社との間で投資運用契約 <sup>(注3)</sup> を締結。投資運用業務を行う。                                                                                                   |
| ラ・コンパニ・ベンジャミン・ドゥ・<br>ロスチャイルド・エス・エイ<br>(La Compagnie Benjamin de Rothschild<br>S.A.)                       | 投資顧問会社              | 2014年2月7日付で投資運用会社との間で投資顧問契約 <sup>(注4)</sup> を締結。投資顧問業務を行う。                                                                                                  |
| SMBC日興証券株式会社                                                                                              | 代行協会員<br>日本における販売会社 | 平成21年3月18日付で管理会社との間で代行協会員契約 <sup>(注5)</sup> を締結。日本において代行協会員業務を行う。<br>平成21年3月18日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約 <sup>(注6)</sup> を締結。日本において販売・買戻業務を行う。                  |

(中略)

## ③ 管理会社の概要

## (i) 設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルクの1915年8月10日の商事会社法（改正済）（以下「1915年商事会社法」という。）に基づき、ルクセンブルクにおいて1992年2月27日に無期限の存続期間を有する株式会社として設立された。その定款は、当初1992年4月4日にメモリアルに公告された。定款は、直近では平成26年1月16日付証書によって修正され、平成26年2月25日にメモリアルに公告された。管理会社の登記上の事務所は、ルクセンブルグ L-2557 ロベルトシュトゥンパー通り 9 A 番である。管理会社は、ルクセンブルグの商業登記簿にB39 615番として登録されている。

1915年商事会社法は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。投資信託に関する2010年12月17日法（以下「ルクセンブルグ投信法」という。）第16章のもとで、管理会社は、投資信託の管理会社としての資格を有している。

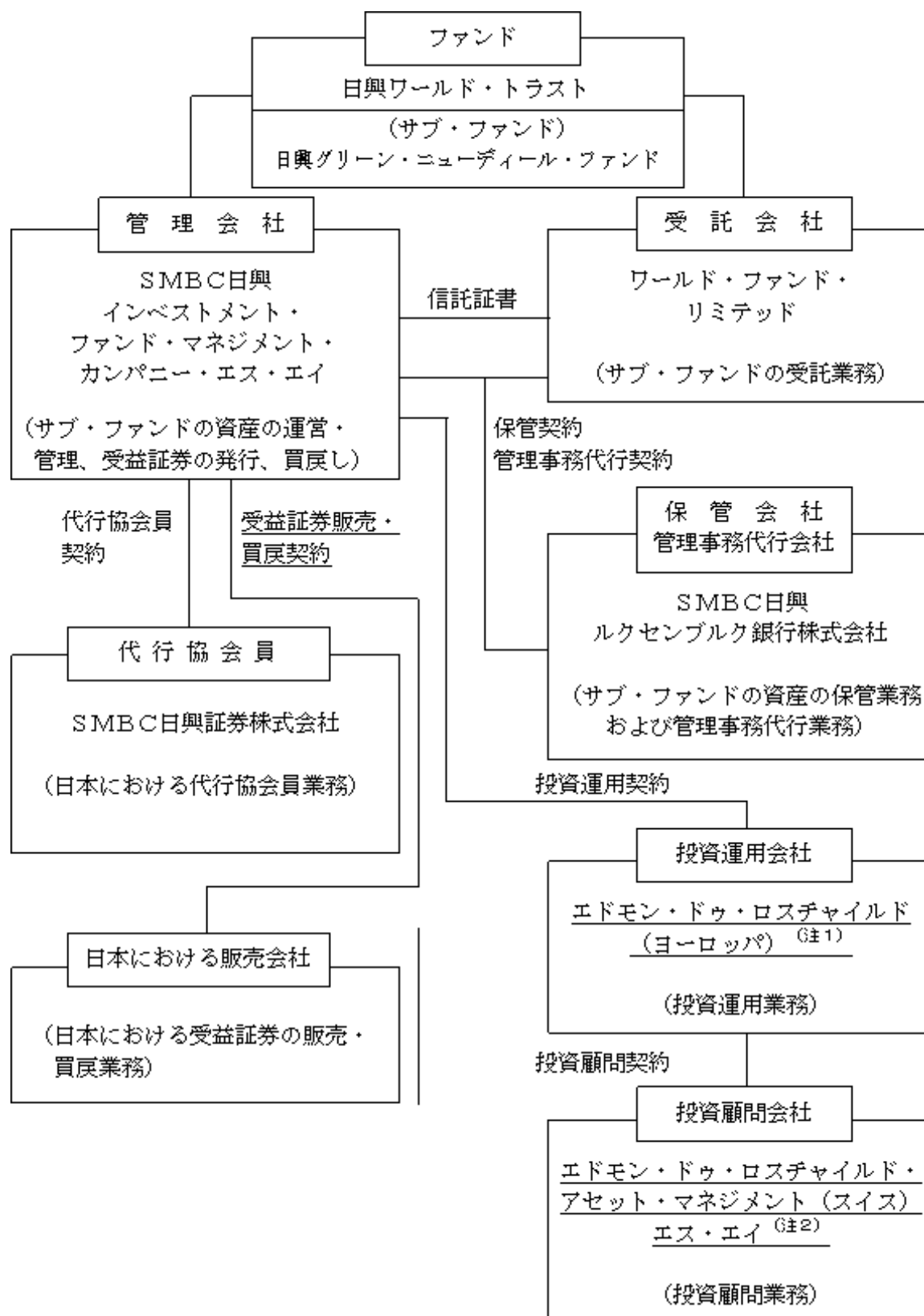
(ii) 会社の目的

管理会社の目的は、ルクセンブルグ投信法第125条に定められる意味における投資信託を管理することである。ただし、管理会社は、少なくとも1つのルクセンブルグ籍投資信託を管理することを要する。管理会社は、投資信託の運営、管理および販売に関連するあらゆる業務を行うことができる。管理会社は、ルクセンブルグ投信法第16章に定める制限の範囲内で、その目的の達成に有益と考えられるあらゆる活動を行うことができる。

(後略)

## &lt;訂正後&gt;

## ① ファンドの仕組み



(注1) 平成26年6月2日付で、商号がバンク・プリヴェ・エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ヨーロッパから変更された。  
以下同じ。

(注2) 平成26年6月に商号がラ・コンパニ・ベンジャミン・ドゥ・ロスチャイルド・エス・エイから変更された。以下同  
じ。

## ② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

| 名 称                                                                                                       | ファンドの運営上の役割      | 契約等の概要                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| SMBC日興インベストメント・<br>ファンド・マネジメント・カンパニー・<br>エス・エイ<br>(SMBC Nikko Investment Fund<br>Management Company S.A.) | 管理会社             | 2009年3月18日付で受託会社との<br>間で信託証書を締結。管理会社は<br>サブ・ファンドの資産の運営・管<br>理、受益証券の発行、買戻しを行<br>う。                                                                                                              |
| ワールド・ファンド・リミテッド<br>(World Fund Ltd.)                                                                      | 受託会社             | 2009年3月18日付で管理会社との<br>間で信託証書を締結。受託会社は<br>サブ・ファンドの資産の受託会社<br>としての業務を行う。                                                                                                                         |
| SMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社<br>(SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A.)                                                | 保管会社<br>管理事務代行会社 | 2009年3月18日付で受託会社およ<br>び管理会社との間で保管契約 <sup>(注</sup><br><sup>1)</sup> を締結。保管会社は、サブ・<br>ファンドの資産の保管を行う。<br>2009年3月18日付で管理会社およ<br>び受託会社との間で管理事務代行<br>契約 <sup>(注2)</sup> を締結。サブ・ファン<br>ドの管理事務代行業務を行う。 |
| エドモン・ドゥ・ロスチャイルド（ヨー<br>ロッパ）<br>(Edmond de Rothschild (Europe))                                             | 投資運用会社           | 2009年3月18日付で管理会社との<br>間で投資運用契約 <sup>(注3)</sup> を締結。<br>投資運用業務を行う。                                                                                                                              |
| エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセッ<br>ト・マネジメント（スイス）エス・エイ<br>(Edmond de Rothschild Asset<br>Management (Suisse) S.A.)     | 投資顧問会社           | 2014年2月7日付で投資運用会社<br>との間で投資顧問契約 <sup>(注4)</sup> を締<br>結。<br>投資顧問業務を行う。                                                                                                                         |
| SMBC日興証券株式会社                                                                                              | 代行協会員            | 平成21年3月18日付で管理会社と<br>の間に代行協会員契約 <sup>(注5)</sup> を締<br>結。日本において代行協会員業務<br>を行う。                                                                                                                  |
| 「第一部 証券情報、(8) 申込取扱場所」<br>参照のこと。                                                                           | 日本における販売会社       | 管理会社と販売会社との間で受益<br>証券販売・買戻契約（随時改正さ<br>れる。） <sup>(注6)</sup> を締結。日本にお<br>いて販売・買戻業務を提供する。                                                                                                         |

(中略)

## ③ 管理会社の概要

## (i) 設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグの1915年8月10日の商事会社法（改正済）（以下「1915年商事会社法」という。）に基づき、ルクセンブルグにおいて1992年2月27日に無期限の存続期間を有する株式会社として設立された。その定款は、当初1992年4月4日にメモリアルに公告された。定款は、直近では2014年4月22日付公正証書によって修正され、2014年5月16日にメモリアルに公告された。管理会社の登記上の事務所は、ルクセンブルグ L-2557 ロベルトシュトゥンパー通り9A番である。管理会社は、ルクセンブルグの商業登記簿にB39 615番として登録されている。

管理会社は、A I FMDに基づきA I FMとして認可を受けている。

## (ii) 会社の目的

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず、（投資信託に関するルクセンブルグの2010年12月17日の法律（改正済）（以下「ルクセンブルグ投信法」という。）第125－2条に規定された）投資信託（以下「UCI」という。）を管理することである。ただし、管理会社は、少なくとも1つのルクセンブルグのUCIを管理しなければならない。

（後略）

## (4) ファンドに係る法制度の概要

### ② 準拠法の内容

<訂正前>

#### (i) 信託法

（中略）

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を、（限られた一定の場合を除き）受益者とし~~ない~~旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出される。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間ケイマン諸島の課税に服さないとの約定を取得することができる。

ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

ケイマン諸島信託法に特定の要件はないが、免税信託の受託会社は、信託証書の変更を信託登記官に提出することが推奨されている。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

（後略）

### ② 準拠法の内容

<訂正後>

#### (i) 信託法

（中略）

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免除信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を、（限られた一定の場合を除き）受益者とし~~ない~~旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出される。

免除信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間ケイマン諸島の課税に服さないとの約定を取得することができる。

ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

ケイマン諸島信託法に特定の要件はないが、免除信託の受託会社は、信託証書の変更を信託登記官に提出することが推奨されている。

免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

（後略）

## 2 投資方針

### (1) 投資方針

<訂正前>

投資目的および投資方針

（中略）

証券に対する直接投資に加え、サブ・ファンドの資産は、以下の資産クラスに投資されることもある。

- (i) 株式指数のパフォーマンスまたは構成を複製する金融商品（指数証券および指数バスケット）
  - (ii) 株式ワラント（原則として満期が1年を超えるもの）
  - (iii) 株式指数または株式バスケットを複製する上場投資信託（ETF）
  - (iv) 投資方針が上記のような証券に対する投資とする、またはポートフォリオが上記のような証券で構成されているオープン・エンド型ファンドが発行する受益証券または投資証券
  - (v) 再生可能な原材料（バイオエタノール、バイオディーゼル、トウモロコシ、小麦および砂糖など）、再生可能エネルギー源による電力および排出量取引に連動し、または再生可能な原材料、再生可能エネルギー源による電力および排出量取引の指数を基礎としたデリバティブ金融商品を通じた再生可能なコモディティに対する間接的投資
- （後略）

#### <訂正後>

##### 投資目的および投資方針

（中略）

証券に対する直接投資に加え、サブ・ファンドの資産は、以下の資産クラスに投資されることもある。

- (i) 株式指数のパフォーマンスまたは構成を複製する金融商品（指数証券および指数バスケット）
  - (ii) 株式ワラント（原則として満期が1年を超えるもの）
  - (iii) 株式指数または株式バスケットを複製する上場投資信託（ETF）
  - (iv) 投資方針が上記のような証券に対する投資とする、またはポートフォリオが上記のような証券で構成されているオープン・エンド型ファンドが発行する受益証券または投資証券
  - (v) 再生可能な原材料（バイオエタノール、バイオディーゼル、トウモロコシ、小麦、砂糖、再生可能エネルギー源による電力および排出量取引など）を基準とした、あるいは再生可能な原材料の指数に直接的・間接的に基づいたデリバティブ金融商品を通じての再生可能なコモディティに対する間接的投資
- （後略）

#### （3）運用体制

##### <訂正前>

（注）以下は、2014年1月末日現在の記載であり、変更される可能性がある。

（中略）

投資運用会社は、管理会社の同意を得た上で、投資運用会社の統制および責任の下に、サブ・ファンドに関する職務の遂行にあたり投資運用会社を助力する投資顧問会社（以下「投資顧問会社」という。）として、ラ・コンパニ・ベンジャミン・ドゥ・ロスチャイルド・エス・エイ（La Compagnie Benjamin de Rothschild S.A.）を任命している。

（後略）

##### <訂正後>

（注）以下は、2014年6月末日現在の記載であり、変更される可能性がある。

（中略）

投資運用会社は、管理会社の同意を得た上で、投資運用会社の統制および責任の下に、サブ・ファンドに関する職務の遂行にあたり投資運用会社を助力する投資顧問会社（以下「投資顧問会社」という。）として、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント（スイス）エス・エイ（Edmond de Rothschild Asset Management (Suisse) S.A.）を任命している。

（後略）

### 3 投資リスク

#### （１）リスク要因

<訂正前>

（前略）

##### 信用リスク

債券については、発行体の信用格付により証券の価格が変動することがある。特に、債券の元本または利息は、かかる発行体の財務状況が悪化した場合、所定の期日に支払われない可能性（債務不履行リスク）がある。証券の債務不履行の場合または債務不履行の可能性がある場合、かかる証券の価格は急落することがある。さらに、ポートフォリオにおける信用エクスポージャーは、投資戦略の一環であり、分析により、期待収益率に対するターゲット・リスクの比率であると考えられている。しかしながら、信用リスクは、世界的なリスク選好度に沿っていなければならない。また、預託機関に対する投資後信用エクスポージャーも存在しており、当該預託機関の信用度は、毎月モニターされる。

（後略）

<訂正後>

（前略）

##### 信用リスク

債券については、発行体の信用格付により証券の価格が変動することがある。特に、債券の元本または利息は、かかる発行体の財務状況が悪化した場合、所定の期日に支払われない可能性（債務不履行リスク）がある。証券の債務不履行の場合または債務不履行の可能性がある場合、かかる証券の価格は急落することがある。ポートフォリオにおける信用エクスポージャーは、投資戦略の一環であり、期待収益率に対するターゲット・リスクの比率を通して分析される。信用リスクは、サブ・ファンド全体のリスク選好度に沿っていなければならない。また、預託機関に対する投資後信用エクスポージャーも存在しており、当該預託機関の信用度は、毎月モニターされる。

##### マーケットタイミングおよび時間外取引

管理会社は、時間外取引もしくはマーケットタイミングまたはその他類似の取引類型を認めていない。かかる取引実施を回避するため、受益証券の発行および買戻しは未知の価格で行われ、管理会社は、本書記載の締切時刻以降に受領した注文を受け付けない。管理会社は、マーケットタイミング行為が疑われる者からの買付注文およびサブ・ファンドへの転換注文を拒否する権利を有する。

（後略）

### 4 手数料等及び税金

#### （３）管理報酬等

<訂正前>

（前略）

##### ② 管理報酬

管理会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%の報酬をサブ・ファンドの資産から受領する権利を有する。

（中略）

##### ⑥ 販売報酬

日本における販売会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドに帰属する純資産価額の年率0.70%の報酬をサブ・ファンドの資産から受領する権利を有する。

（後略）

## &lt;訂正後&gt;

(前略)

## ② 管理報酬

管理会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.03%（平成26年7月1日以降の適用料率）の報酬をサブ・ファンドの資産から受領する権利を有する。

(中略)

## ⑥ 販売報酬

日本における販売会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドに帰属する純資産価額の年率0.68%（平成26年7月1日以降の適用料率）の報酬をサブ・ファンドの資産から受領する権利を有する。

(後略)

## (4) その他の手数料等

## ③ その他の運営費用

## &lt;訂正前&gt;

受託会社、管理会社、投資運用会社、投資顧問会社、保管会社、管理事務代行会社、代行協会員および日本における販売会社は、自らの費用で、各自の業務を履行するために必要な事務員、事務スペースおよび事務機器を提供する責任を負う。サブ・ファンドはそれぞれの事業活動に付随するその他すべての費用を負担する。かかる費用には、法令遵守の費用ならびにそのための監査人および法律顧問の報酬、保管料、受益証券の実質的所有者を含めた受益者のために必要な言語で年次報告書、半期報告書および上記の当局が定めた適用法令に基づいて必要なその他の報告書または書類を作成し、配布する費用、会計、記帳および純資産価額の計算費用、受益者向け通知を作成し、配布する費用、弁護士および監査人の報酬、ファンドまたはサブ・ファンドに課せられる、資産、収益および費用に関して支払われうるすべての税金、上記に類するすべての一般管理費（受益証券の募集または販売に直接関係する費用を含む。）、借入金および融資残高の利息およびコミットメント・ライン手数料、所得税、源泉徴収税等の租税、受益者および投資を行おうとする者との通信費用などを含む。サブ・ファンドは、その他の投資会社への投資に関連する申込手数料および買戻手数料ならびに組入証券の取引に関連する仲介手数料を支払う義務を負う場合がある。

(後略)

## &lt;訂正後&gt;

受託会社、管理会社、投資運用会社、投資顧問会社、保管会社、管理事務代行会社、代行協会員および日本における販売会社は、自らの費用で、各自の業務を履行するために必要な事務員、事務スペースおよび事務機器を提供する責任を負う。サブ・ファンドはそれぞれの事業活動に付随するその他すべての費用を負担する。かかる費用には、法令遵守の費用ならびにそのための監査人および法律顧問の報酬、保管料、受益証券の実質的所有者を含めた受益者のために必要な言語でファンド、管理会社および／または受託会社に適用ある法令に基づいて必要なその他の報告書または書類を作成する費用、会計、記帳および純資産価額の計算費用、受益者向け通知を作成し、配布する費用、弁護士および監査人の報酬、ファンドまたはサブ・ファンドに課せられる、資産、収益および費用に関して支払われうるすべての税金、上記に類するすべての一般管理費（受益証券の募集または販売に直接関係する費用を含む。）、借入金および融資残高の利息およびコミットメント・ライン手数料、所得税、源泉徴収税等の租税、受益者および投資を行おうとする者との通信費用などを含む。サブ・ファンドは、その他の投資会社への投資に関連する申込手数料および買戻手数料ならびに組入証券の取引に関連する仲介手数料を支払う義務を負う場合がある。

(後略)

## （５）課税上の取扱い

### <訂正前>

（前略）

#### （Ａ）日本

平成26年2月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（中略）

Ⅲ 平成26年2月末日現在では、ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

（中略）

#### （Ｂ）ケイマン諸島

（中略）

受託会社はケイマン諸島では課税されないが、サブ・ファンドはサブ・ファンドの投資に起因する所得または利得に関してその他の国で源泉徴収される租税を支払う責任を負う可能性がある。受益証券の譲渡または買戻しについてケイマン諸島において印紙税は課されない。

### <訂正後>

（前略）

#### （Ａ）日本

平成26年5月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（中略）

Ⅲ 平成26年5月末日現在では、ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

（中略）

#### （Ｂ）ケイマン諸島

（中略）

受託会社はケイマン諸島では課税されないが、サブ・ファンドはサブ・ファンドの投資に起因する所得または利得に関してその他の国で源泉徴収される租税を支払う責任を負う可能性がある。受益証券の譲渡または買戻しについてケイマン諸島において印紙税は課されない。

### 米国外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）

ケイマン諸島は、米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」という。）を実施するために、米国との間で（非互惠的）政府間協定（以下「US IGA」という。）のひな型1（b）に調印している。US IGAは調印されているが、ケイマン諸島における効力発生が、更に必要である。US IGAの条項がケイマン諸島の法律の下で効力を発生するためには、ケイマン諸島において授權法を制定する必要がある。US IGAおよび授權法を遵守するケイマン諸島の金融機関（以下「FI」という。）は、FATCAのデュー・ディリジェンスおよび報告要件を充足する者として取り扱われ、したがってFATCAにおいて参加外国金融機関として扱われる。そのため、かかるFIは、FATCAの要件を「遵守しているとみなされ」、源泉徴収税を課税されることはなく、また、非協力口座を解約する必要はない。

US IGAは、FIを「報告FI」または「報告外FI」のどちらかに分類する。初期設定において、すべてのケイマンのFIは、報告外FIとしての適格要件を満たさない限り、報告FIとなる。報告外FIの分類は、US IGAの別紙2において特定されている。報告FIは、（i）米国内国歳入庁（以下「IRS」という。）との間で「外国金融機関（FFI）契約」を締結することを義務付けられ、（ii）グローバル仲介人識別番号を取得するためにIRSに登録することを義務付けられ、（iii）口座が「特定米国人」により直接的または間接的に保有されているかを識別するために投資者に対するデュー・ディリジェンスを行うことを義務付けられ、かつ、（iv）ケイマン諸島の税務情報局（以下「ケイマン諸島税務情報局」という。）に対してかかる特定米国人に関

する情報提供を行うことを義務付けられている。ケイマン諸島税務情報局は、毎年、報告を受けた情報をIRSとの間で自動的に交換する。報告外FIは、かかる要件に従わないが、30%の源泉徴収税の課税を免除されるために、米国の納税申告用紙に身元証明確認書類を添付して源泉徴収代理人に対して提出することが必要である。

FATCA源泉徴収税は、US IGAの条項および関連規則に従い、ファンドへの支払またはファンドによる口座保有者への支払に対して課されないが、ファンド、ファンドの投資者またはそれ以外の口座保有者が、FATCAもしくはUS IGAに基づく義務を遵守しないか、または、FATCAおよび／もしくはUS IGA(適用ある場合)に基づくファンドの義務に関してファンドに課される可能性があるそれ以外の義務を遵守しない場合には、この限りではない。ファンドが源泉徴収に服するか、または源泉徴収を義務付けられる場合、かかるFATCA源泉徴収税は、一般的に、関連する支払の30%の料率となる。

ケイマン諸島は、また、英国との間でUS IGAと概ね同様の内容の別の政府間協定(以下「UK IGA」という。)に調印している。UK IGAは、US IGAと同様の要件を課しているため、ファンドは、「特定英国人」により直接的または間接的に保有される口座の特定およびケイマン諸島税務情報局に対する当該特定英国人に関する情報の提供を義務付けられ、ケイマン諸島税務情報局は、毎年、英国の税務当局である英国歳入関税庁(以下「英国歳入関税庁」という。)との間で当該情報を交換する。ケイマン諸島政府は、第三国の財政当局(以下「海外財政当局」という。)に対する同様の報告体制を導入するために、US IGAおよびUK IGAと同様の追加的な政府間協定(以下「追加的政府間協定」という。)を第三国との間で締結する場合がある。

投資者は、ファンドに投資する(または継続投資する)ことにより、以下の事項を認めているものとみなされる。

- (i) ファンド(またはその代理人)は、投資者に関する一定の機密情報(投資者の氏名、住所、納税者識別番号(もしあれば)、社会保障番号(もしあれば)および投資者の投資に関連する一定の情報を含むが、これらに限られない。)をケイマン諸島税務情報局に開示するよう義務付けられることがある。
- (ii) ケイマン諸島税務情報局は、上記に記載される通り、IRS、英国歳入関税庁およびその他のケイマン諸島外の財政当局との間で自動的な情報交換を行うよう義務付けられることがある。
- (iii) ファンド(またはその代理人)は、IRS、英国歳入関税庁およびその他のケイマン諸島外の財政当局に登録する際に、また、かかる規制当局が追加的な照会のためにファンド(または直接その代理人)に連絡をしてきた場合、かかる規制当局に対して一定の機密情報を開示するよう義務付けられることがある。
- (iv) ファンドは、ファンドがケイマン諸島税務情報局に対して開示するよう義務付けられることがある追加情報および／または書類を提供することを、投資者に対して要求することができる。
- (v) 投資者が要求された情報および／または書類を提供しない場合、ファンドは、かかる行為がファンドによる法令遵守違反またはファンドもしくはその投資者が関連法令もしくは政府間協定の下で源泉徴収税を課されるリスクに実際に発展するか否かに関わらず、対象となる投資者の強制買戻しまたは登録抹消を含むがこれらに限られない対応措置を講じおよび／またはあらゆる救済措置を求める権利を留保する。
- (vi) US IGA、UK IGAもしくは追加的政府間協定のいずれかまたはこれらに基づく関連規制のいずれかを遵守するためにファンドによりまたはファンドのために講じられる対応措置または実施される救済措置の結果として生じる一切の損害または負債に対し、かかる対応措置または救済措置の影響を受ける投資者は、ファンド(またはその代理人)に対する請求権を有しないものとする。

## 5 運用状況

### (2) 投資資産

#### ① 投資有価証券の主要銘柄

以下の内容が追加されます。

#### <参考情報>

#### ■投資有価証券の主要銘柄(上位10銘柄)

(投資信託)

(平成26年4月末日現在)

| 順位 | 銘柄                              | 国・地域名   | 投資比率(%) |
|----|---------------------------------|---------|---------|
| 1  | SPDR S+P 500 ETF TRUST FUND     | アメリカ合衆国 | 5.49    |
| 2  | ISHARES EURO STOXX 50 UCITS ETF | アイルランド  | 3.65    |

(株式)

(平成26年4月末日現在)

| 順位 | 銘柄                        | 国・地域名   | 業種         | 投資比率(%) |
|----|---------------------------|---------|------------|---------|
| 3  | ROCKWOOL INTL A/S -B-     | デンマーク   | 各種消費財      | 3.39    |
| 4  | ENEL GREEN POWER SPA      | イタリア    | エネルギー・公共事業 | 3.10    |
| 5  | COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN | フランス    | 建築資材・貿易    | 3.02    |
| 6  | HANERGY SOLAR GROUP LTD   | 香港      | エネルギー・公共事業 | 2.95    |
| 7  | ABENGOA SA                | スペイン    | 建築資材・貿易    | 2.90    |
| 8  | NIBE INDUSTRIER AB B SHS  | スウェーデン  | 建築資材・貿易    | 2.73    |
| 9  | FIRST SOLAR INC           | アメリカ合衆国 | エネルギー・公共事業 | 2.43    |
| 10 | MEIDENSHA CORP            | 日本      | 機械・建築器具    | 2.30    |

(注) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

### (3) 運用実績

#### ① 純資産の推移

円建ヘッジありクラス

以下の内容が追加されます。

#### <参考情報>

純資産総額および受益証券1万口当たり純資産価格の推移

(平成21年4月28日(設定日)～平成26年4月末日)

円建ヘッジありクラス受益証券



## 円建ヘッジなしクラス

以下の内容が追加されます。

## ＜参考情報＞

純資産総額および受益証券1万口当たり純資産価格の推移

（平成21年4月28日（設定日）～平成26年4月末日）

円建ヘッジなしクラス受益証券



## ③ 収益率の推移

以下の内容が追加されます。

## ＜参考情報＞

## ■収益率の推移

円建ヘッジありクラス



円建ヘッジなしクラス



(注1) 収益率 (%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 各暦年末現在の1口当たり純資産価格 (当該各暦年の分配金 (税引前) の合計額を加えた額)

b = 当該各暦年の直前の各暦年末現在の1口当たり純資産価格 (分配前の額)

(ただし、平成21年の場合は当初発行価格 (円建ヘッジありクラス: 1円、円建ヘッジなしクラス: 1円) です。)

(注2) 平成21年は4月28日 (設定日) から12月末日まで、平成26年は1月1日から4月末日までの収益率です。

## 第2 管理及び運営

### 1 申込（販売）手続等

#### （1）海外における販売

<訂正前>

（前略）

管理会社は、その単独の裁量において、請求された支払が保管会社に受領されなかった結果生じる損失について、かかる損失が管理会社の重大な過失または故意による不法行為に起因しない限り、関連するサブ・ファンドに補償するために申込人に要求する権利を留保する。

（後略）

<訂正後>

（前略）

管理会社は、その単独の裁量において、請求された支払が保管会社に受領されなかった結果生じる損失について、かかる損失が管理会社の重大な過失または故意による不法行為に起因しない限り、関連するサブ・ファンドに補償するために申込人に要求する権利を留保する。

受益証券は、FATCAを遵守する参加外国金融機関である（受益証券の登録名義人となる）販売会社および販売取扱会社によってのみ販売される。管理会社は、1933年米国証券法を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すことまたは米国人への譲渡を登録することを拒絶することができる。

（後略）

#### （2）日本における販売

<訂正前>

日本においては、各営業日に受益証券の申込みの取扱いが行われる。その場合、日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

（後略）

<訂正後>

日本においては、各営業日に受益証券の申込みの取扱いが行われる。その場合、日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

受益証券は、FATCAを遵守する参加外国金融機関である（受益証券の登録名義人となる）販売会社および販売取扱会社によってのみ販売される。管理会社は、1933年米国証券法を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すことまたは米国人への譲渡を登録することを拒絶することができる。

（後略）

[次へ](#)

## 第3 ファンドの経理状況

### 1 財務諸表

#### <訂正前>

- a. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものである。

（後略）

#### <訂正後>

- a. ファンドの直近2計算期間の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。

（後略）

## 第4 外国投資信託受益証券事務の概要

### （ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

#### <訂正前>

受益者に対する特典はない。

管理会社は、いかなる者（米国人および（制限付例外がある）ケイマン諸島に居所または住所を有する者を含む。）によるクラス受益証券の取得も制限することができる。

#### <訂正後>

受益者に対する特典はない。

受益証券は、FATCAを遵守する参加外国金融機関である（受益証券の登録名義人となる）販売会社および販売取扱会社によってのみ販売される。管理会社は、1933年米国証券法を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すことまたは米国人への譲渡を登録することを拒絶することができる。

管理会社は、いかなる者（米国人および（制限付例外がある）ケイマン諸島に居所または住所を有する者を含む。）によるクラス受益証券の取得も制限することができる。

## 第三部 特別情報

### 第1 管理会社の概況

#### 1 管理会社の概況

##### （2）会 社 の 機 構

<訂正前>

（前略）

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有する。

<訂正後>

（前略）

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有する。  
ただし、取締役は、取締役会決議により特別に認められた場合を除き、取締役個人の行為により管理会社を拘束することができない。

取締役会は、管理会社の日常の運営および業務を行う権限ならびに管理会社の方針および目的を促進するための行為を実行する権限を会社役員に委任することができる。

#### 3 管理会社の経理状況

<訂正前>

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものである。

（後略）

<訂正後>

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。

（後略）

## 5 その他

### （1）定款の変更

#### <訂正前>

管理会社の定款の変更または解散に関しては、株主総会の決議が必要である。

#### <訂正後>

管理会社の定款の変更または解散に関しては、ルクセンブルグの法律が規定する定足数および議決に関する要件に従い、株主総会の決議が必要である。

## 第2 その他の関係法人の概況

### 1 名称、資本金の額及び事業の内容

#### <訂正前>

（前略）

（4）バンク・プリヴェ・エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ヨーロッパ（「投資運用会社」）

（中略）

#### （ロ）事業の内容

投資運用会社は、ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグL-2535、エマヌエル・セルヴェ通り20番に登記上の事務所を有する。投資運用会社は、1924年に設立され、ジュネーブ、ヘッセ通り10番に登記上の事務所を有するスイス籍株式会社であるバンク・プリヴェ・エドモンド・ドゥ・ロスチャイルド・エス・エイの子会社として、1982年2月19日にルクセンブルグ法に基づき設立されルクセンブルグにおいて存続している。投資運用会社の主要な業務は、ポートフォリオ一任運用サービスおよびファンド管理事務代行サービスの提供である。

#### <訂正後>

（前略）

（4）エドモン・ドゥ・ロスチャイルド（ヨーロッパ）（「投資運用会社」）

（中略）

#### （ロ）事業の内容

投資運用会社は、ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグL-2535、エマヌエル・セルヴェ通り20番に登記上の事務所を有する。投資運用会社は、1924年に設立され、ジュネーブ、ヘッセ通り10番に登記上の事務所を有するスイス籍株式会社であるエドモンド・ドゥ・ロスチャイルド（スイス）エス・エイの子会社として、1982年2月19日にルクセンブルグ法に基づき設立されルクセンブルグにおいて存続している。投資運用会社の主要な業務は、ポートフォリオ一任運用サービスおよびファンド管理事務代行サービスの提供である。

## 2 関係業務の概要

### <訂正前>

（前略）

#### （４）バンク・プリヴェ・エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ヨーロッパ

管理会社は、管理会社の全体的な指図、統制および責任に従うサブ・ファンドの資産の投資および再投資に関して、バンク・プリヴェ・エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ヨーロッパを投資運用会社として選任した。

投資運用契約に基づき、投資運用会社に故意の不法行為、悪意、過失または重大な義務の懈怠がない限り、サブ・ファンドに関する作為または不作為について、投資運用会社は免責される。

### <訂正後>

（前略）

#### （４）エドモン・ドゥ・ロスチャイルド（ヨーロッパ）

管理会社は、管理会社の全体的な指図、統制および責任に従うサブ・ファンドの資産の投資および再投資に関して、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド（ヨーロッパ）を投資運用会社として選任した。

投資運用契約に基づき、投資運用会社に故意の不法行為、悪意、過失または重大な義務の懈怠がない限り、サブ・ファンドに関する作為または不作為について、投資運用会社は免責される。

## 別紙A

## 定義

&lt;訂正前&gt;

(前略)

代行協会員

SMB C日興証券株式会社、または管理会社が随時サブ・ファンドに関する代行協会員として任命するその他の個人もしくは法人をいう。

営業日

①ルクセンブルグ、ニューヨークおよびケイマン諸島における銀行営業日、②ニューヨーク証券取引所の取引日で、かつ③日本における金融商品取引業者および銀行の営業日（土日を除く。）、またはサブ・ファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日をいう。

(中略)

販売会社／

日本における販売会社

日本の法律に基づいて設立された会社であるSMB C日興証券株式会社、または信託証書に定める条件に従って管理会社がサブ・ファンドの販売者に任命するその他の個人もしくは法人をいう。

適格投資家

(a) (i) 米国人、(ii) ケイマン諸島の市民もしくは住民またはケイマン諸島に住所地を有する個人もしくは法人（ケイマン諸島で設立された免税会社もしくは非居住法人を除く。）、または(iii) (i) もしくは(ii) 記載の個人もしくは法人の保管者、名義人もしくは受託者のいずれにも該当しない個人、法人もしくは法主体、または(b) 現時点において「適格投資家」に該当し、受益証券を保有する資格を有しているものとして、管理会社により随時決定され、受託会社に通知された者をいう。

(中略)

投資顧問会社

ラ・コンパニ・ベンジャミン・ドゥ・ロスチャイルド・エス・エイまたはサブ・ファンドに関し管理会社の同意を得て随時投資運用会社が指名することができるその他の者、会社もしくは法人をいう。

(中略)

投資運用会社

バンク・プリヴェ・エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ヨーロッパ、またはサブ・ファンドに関して管理会社が随時任命するその他の個人もしくは法人をいう。

(後略)

## &lt;訂正後&gt;

(前略)

代行協会員

SMB C日興証券株式会社、または管理会社が随時サブ・ファンドに関する代行協会員として任命するその他の個人もしくは法人をいう。

A I F M

A I F M Dで定められた意味を有する。

A I F M D

オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EUをいう。

営業日

①ルクセンブルグ、ニューヨークおよびケイマン諸島における銀行営業日、②ニューヨーク証券取引所の取引日で、かつ③日本における金融商品取引業者および銀行の営業日（土日を除く。）、またはサブ・ファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日をいう。

(中略)

販売会社／

日本における販売会社

適格投資家

英文目論見書に定める条件に従って管理会社がサブ・ファンドの販売者に任命する個人もしくは法人をいう。

(a) (i) 米国人、(ii) ケイマン諸島の市民もしくは住民またはケイマン諸島に住所地を有する個人もしくは法人（ケイマン諸島で設立された免税会社もしくは非居住法人を除く。）、または(iii) (i) もしくは(ii) 記載の個人もしくは法人の保管者、名義人もしくは受託者のいずれにも該当しない個人、法人もしくは法主体、または(b) 現時点において「適格投資家」に該当し、受益証券を保有する資格を有しているものとして、管理会社により随時決定され、受託会社に通知された者をいう。

F A T C A

(i) 1986年米国内国歳入法第1471条から第1474条、およびこれに関連する法律、規則もしくは指針、または類似の税務報告および／もしくは源泉徴収税制度の実施を追求するいずれかの法域において制定された類似の法律、規則もしくは指針、(ii) 前記(i) に記載される法律、規則または指針の遵守、促進、補足または実施のため、ケイマン諸島（またはケイマン諸島のいずれかの政府機関）と米国、英国またはその他の法域（当該法域のあらゆる政府機関を含む。）との間で締結された政府間の協定、条約、規則、指針またはその他のあらゆる合意、ならびに(iii) 前記(i) および(ii) に概略が記載された法律、協定等を実施するケイマン諸島の法律、規則または指針をいう。

(中略)

投資顧問会社

エドモン・ドウ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント（スイス）エス・エイまたはサブ・ファンドに関し管理会社の同意を得て随時投資運用会社が指名することができるその他の者、会社もしくは法人をいう。

(中略)

投資運用会社

エドモン・ドウ・ロスチャイルド（ヨーロッパ）またはサブ・ファンドに関して管理会社が随時任命するその他の個人もしくは法人をいう。

(後略)